

コロナ禍において賃上げや人材育成に取り組む企業への支援

コロナ禍においても賃上げや人材育成に取り組む企業への支援を強化するため、①業務改善助成金の「人材育成・教育訓練」に関する要件を緩和するとともに、②人材開発支援助成金の運用改善を実施し、活用促進が図られるよう、周知・広報を行う。

業務改善助成金

(現状)

- 業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額引き上げるとともに、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成するもの。本助成金は、従前より「人材育成・教育訓練」に係る費用も対象であったが、利用は少なくなっている。

(見直し)

- 「人材育成・教育訓練」に関する要件（※）の緩和を実施する。
※現状、外部講師による研修を行う場合は1回限り、謝金の上限30万円、外部団体が行う研修等の受講費についても上限30万円等。
- 併せて、本助成金の運用改善（助成対象の明確化・周知や手続きの簡素化等）を実施する。
※コロナ禍においてニーズの高い宅配用バイク等について助成対象の明確化、助成金受給後の賃金台帳確認対象者の限定等

人材開発支援助成金

(現状)

- 人材開発支援助成金は、事業主（中小・中堅・大企業問わず）が雇用する労働者に対して職務に関連した職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成することにより、事業主の営業利益の増加や賃金の引上げ等の生産性の向上を支援する制度。

(見直し)

- 本助成金の運用改善（助成対象や、生産性を向上させた場合に加算支給されることの明確化・周知等）を実施する。